

写真目録

	本件各写真 (日付は聖教新聞掲載日)	著作物性の有無 (原告)	著作物性の有無 (被告)
1	 (平成30年10月21日)	本件写真1は、原告職員が、平成30年10月19日、勤務時間中に、フィリピン共和国のパサイ市に所在する同市庁舎で行われた、同市から池田名誉会長に対する「市の鍵」と感謝状の授与式の様子を撮影した写真である。 撮影者は、授与式が、同市市長やC会長等出席の下、和やかな雰囲気で行われた様子が全国の原告会員にも伝わるようにと、カメラマンとしての経験を活かし、撮影方向、構図、シャッタースピード、タイミング、絞りなどに工夫を凝らし、的確なタイミングを捉えて本件写真1を撮影したものであるから、本件写真1は、撮影者の思想、感情が表現された創作性を有する著作物である。	列席者をただ写真から写した単なる集合写真である。
2	 (平成31年2月13日)	本件写真2は、原告職員が、平成31年2月11日、東京都豊島区所在の原告施設である創価学会東京戸田記念講堂において行われた港区の原告会員の会合の様子を撮影した写真である。 撮影者は、同会合に多数の原告会員が参加していることが分かるよう会場を広く写すと共に、参加した原告会員の笑顔など個々の表情も捉えることで、会合の雰囲気が全国の原告会員にも伝わるようにと、カメラマンとしての経験を活かし、なるべく顔が重ならないような撮影方向、構図、シャッタースピード、タイミング、絞りなどに工夫を凝らし、的確なタイミングを捉えて本件写真2を撮影したものであるから、本件写真2は、撮影者の思想、感情が表現された創作性を有する著作物である。	構図と撮影方向が、聴衆を撮影するものとして極めて単純なものである。
3	 (平成31年3月12日)	本件写真3は、原告職員が、平成31年3月11日、勤務時間中に、横浜市緑区所在の原告施設である創価学会緑文化会館において行われた緑区の原告会員の会合の様子を撮影した写真である。 撮影者は、同会合に多数の原告会員が参加していることが分かるよう参加者全体を写すと共に、参加した原告会員の笑顔など個々の表情も捉えることで、会合の雰囲気が全国の原告会員にも伝わるようにと、カメラマンとしての経験を活かし、なるべく顔が重ならないような撮影方向、構図、シャッタースピード、タイミング、絞りなどに工夫を凝らし、的確なタイミングを捉えて本件写真3を撮影したものであるから、本件写真3は、撮影者の思想、感情が表現された創作性を有する著作物である。	講演者と聴衆を撮影するものとしてその構図と撮影方向がありふれている。

4	 (平成31年3月16日)	本件写真4は、原告職員が、平成31年2月1日、勤務時間中に、東京都新宿区所在の原告施設である創価学会世界聖教会館が建設されている様子を撮影した写真である。 撮影者は、雲一つない青空の下、同会館が着々と建設されており完成が近づいていることを、その完成を心待ちにしている全国の原告会員に伝わるように、カメラマンとしての経験を活かし、撮影方向、構図、シャッタースピード、タイミング、絞りなどに工夫を凝らし、的確なタイミングを捉えて本件写真4を撮影したものであるから、本件写真4は、撮影者の思想、感情が表現された創作性を有する著作物である。	建物の外観を撮影しただけの写真である。
5	 (平成31年4月16日)	本件写真5は、原告職員が、平成31年4月15日、勤務時間中に、東京都港区に所在するモザンビーク共和国の大使館に原告のD国際総局長らが訪問し、アフリカ南東部でのサイクロン被害に対する義援金の目録を同国大使に手渡し様子を撮影した写真である。 撮影者は、犠牲者に対する哀悼の意を込めて目録を手渡すD国際総局長や真摯なまなざしでこれを受領する同国大使の様子が全国の原告会員にも伝わるようにと、カメラマンとしての経験を活かし、撮影方向、構図、シャッタースピード、タイミング、絞りなどに工夫を凝らし、的確なタイミングを捉えて本件写真5を撮影したものであるから、本件写真5は、撮影者の思想、感情が表現された創作性を有する著作物である。	1対1の目録の授受の画面を記録するに際し、目録を手渡しした瞬間に両名をフレーム内に入れて撮影したという、ごく当然の構図・方向・タイミングである。
6	 (平成31年4月20日)	本件写真6は、原告職員が、平成31年2月1日、勤務時間中に、東京都新宿区所在の原告施設である世界聖教会館が建設されている様子を撮影した写真である。 撮影者は、雲一つない青空の下、同会館が着々と建設されており完成が近づいていることを、その完成を心待ちにしている全国の原告会員に伝わるように、カメラマンとしての経験を活かし、撮影方向、構図、シャッタースピード、タイミング、絞りなどに工夫を凝らし、的確なタイミングを捉えて本件写真6を撮影したものであるから、本件写真6は、撮影者の思想、感情が表現された創作性を有する著作物である。	建物の外観を撮影しただけの写真である。
7		本件写真7は、原告職員が、平成31年4月23日、勤務時間中に、東京都足立区所在の原告施設である創価学会足立池田記念講堂において行われた足立区の原告会員の会合の様子を撮影した写真である。 撮影者は、同会合に多数の原告会員が参加していることが分かるよう会場を広く写すと共に、参加した原告会員の笑顔など個々の表情も捉えることで、会合の雰囲気や全国の原告会員にも伝わるようにと、カメラマンとしての経験を活かし、なるべく顔が重ならないような撮影方向、構図、シャッタースピード、タイミング、絞りなどに工夫を凝らし、的確なタイミングを捉えて本件写真7を撮影したものであるから、本件写真7は、撮影者の思想、感情が表現された創作性を有する著作物である。	講演者と聴衆を撮影するものとしてその構図と撮影方向がありふれている。

(以下記載省略)